

■2021 年度 B 日程一般入試法律科目試験

「刑法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨】

甲がA社金庫にある現金を持ち出したことの評価、その後の乙による警察官への虚偽供述の評価、さらに甲には、乙に成立する犯罪についての共犯の成否が大きな問題となる。警察官に対する虚偽供述を犯人隠避罪とする裁判例を意識しつつ、論じる必要がある。また、乙に成立する犯罪について甲の教唆犯の成否についても検討すべきである。

【解説】

甲がA社の金庫に保管している現金を持ち出した行為については、窃盗罪が成立するとの結論が一般的であると思われるが、(業務上)横領罪の成立を論じた答案が散見された。横領罪の場合、行為者が「自己の占有する他人の物」を横領する必要があるが、本問におけるAは営業課に所属しており、金庫の中の金を預かっている等の状況にあるとは認め難く、経理課にあった金庫から密かに現金を持ち出しているのであるから、窃盗罪として構成することが自然であろう。また、乙に横領罪や窃盗罪の共犯を認めた答案もあったが、問題文上、乙が甲による現金持ち出しを意図して金庫の暗証番号を漏らした等の事情を読み取ることは難しいと思われる(過失による教唆等を肯定するのであれば別であるが)。

甲が乙に自己の犯罪事実を打ち明けた上で、警察による事情聴取の際に虚偽の供述をするよう乙に依頼し、乙が実行した点については、乙に犯人隠避罪か証拠偽造罪の成立を検討する必要がある。従来裁判例を参考にすれば、犯人隠避罪が成立することになるが、証拠偽造罪が成立するとの説も有力である。また、それを依頼した甲については、構成要件上、犯人自身が主体から除外されている場合でも、他人に隠避を唆した場合には教唆犯の成立を認めるのが判例とされているが、これに反対する学説も有力である。しかしながら、当該事実に関する甲の共犯の成否について触れられていない答案が予想以上に多かった。なお、元々の甲の依頼は、「丙のせいにしろ」というものであったが、実際には乙は「自分がやった」と依頼とは異なる内容の供述をしており、この点にも言及すべきであるが、触れられている答案は僅かであった。

以 上